

渋川市広報紙広告掲載運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、渋川市広報紙広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」）により、渋川市広報紙「広報しぶかわ」に広告を掲載するにあたっての、事務の
手続など必要な事項を定めるものとする。

(広告取扱業者との広告掲載契約)

第2条 市は、この運用基準、要綱及び別に定める仕様書等により、広告取扱業者
に市が指定する広告枠を有料で提供し、広告の募集、広告の作成等を行わせる契
約を締結することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する広告取扱事業者は、前項の契約を締結するこ
とができない。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更
生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）
第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者

(2) 法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されてい
る者

(4) 市税について滞納がある者

(5) 法令又は例規に違反している者

(6) 前各号に掲げる要件を契約時に全て満たすことができない者

(7) その他市長が広告取扱事業者として適当でないと認める者

(広告取扱事業者の選定等)

第3条 前条第1項に規定する契約に係る広告取扱事業者の選定は、せり売りによ
って行うものとする。この場合において、市は、広告取扱事業者が法令等に
違反し、又は違反するおそれがないことをあらかじめ確認するものとする。

2 市は、前項の選定をする場合において、必要があると認めるときは、広告掲
載に関し必要な条件を付することができる。

(申請及び掲載の日程など)

第4条 申請から掲載までの日程は次のとおりとする。

(1) 市が申請を受け付ける場合

① 広告掲載号の発行30日前を受付け期限とし、申請があった場合は、掲載の
可否を審査し、申請日から10日以内に広告掲載可否を申請者あてに通知す
るものとする。

② 掲載が決定した申込者は、市の発行する納付書により、市が指定する日まで
に広告掲載料金（以下、「掲載料」）を納付するものとする。

③ 市が指定する日までに掲載料の納付が確認されない広告は、掲載の決定を取
消することができる。決定を取消す場合、掲載取消しの旨を文書で申請者に通
知するものとする。

(2) 広告取扱事業者が申請を受け付ける場合

① 広告取扱事業者は、広告掲載号の発行30日前までに、要綱で定める渋川市

広告掲載申請書に、掲載する広告の原稿、広告主である法人の概要（広告主が法人である場合に限る。）、市税の納税証明書を提出するものとする。市は、申請があった場合は、掲載の可否を審査し、申請日から10日以内に広告掲載可否を広告取扱事業者あてに通知するものとする。

- ② 広告取扱事業者は、市に契約料を納付しなければならない。契約料は、前項の規定による決定後、市が指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- ③ 市が指定する日までに契約料の納付が確認されない広告は、掲載の決定を取消すことができる。決定を取消す場合、掲載取消しの旨を文書で広告取扱事業者に通知するものとする。

（広告の要件）

第5条 要綱第2条及び第3条に基づき審査するに当たって、具体的に掲載不可とする広告の種類は、次のものをいう。

（1）法令等により掲載できないもの。

- ① 医療関係の法令（医療法、医師法、薬事法、獣医師法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律等）に抵触するもの
- ② 介護保険法に抵触するもの
- ③ その他広告の制限が規定された法令等に抵触するもの

（2）業種等により掲載できないもの。

- ① 風俗営業に類似する業種の広告
- ② たばこ、酒の商品名を表示する広告
- ③ ギャンブルに関する広告
- ④ 興信所等の広告
- ⑤ 出資者および出資金の広告
- ⑥ マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められるもの
- ⑦ 債権取り立て、回収等の広告
- ⑧ 公的な検査機関が立証できない効果や効能をうたった商品等に関する広告
- ⑨ 社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載する広告
- ⑩ 市税を滞納しているものが掲載しようとする広告
- ⑪ 民事再生法および会社更生法による更生手続中の事業者が掲載しようとする広告
- ⑫ 行政機関から行政指導を受け、改善しようとならない事業者が掲載しようとする広告

（3）内容等により掲載できないもの。

- ① 人権侵害や名誉毀損、差別的なもの
- ② 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- ④ 他人を誹謗中傷するもの

- ⑤政治活動に関するもの
 - ⑥宗教団体による布教に関するもの
 - ⑦利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 消費者保護の観点から掲載できないもの。

- ①誇大表現によるもの
- ②射幸心を著しくあおる表現によるもの
- ③労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
- ④虚偽の表現によるもの
- ⑤法令で認められていない業種、商法又は商品
- ⑥国家資格に基づかないものが行う療法等
- ⑦責任の所在が定かでないもの

- (5) 青少年の保護、健全育成の観点から掲載できないもの。
- ①水着姿や裸体など、広告内容に無関係で必然性がないもの
 - ②暴力や犯罪を肯定、助長するような表現のもの
 - ③残虐な描写など、善良な風俗に反する表現のもの
 - ④暴力やわいせつ性を連想させるもの
 - ⑤ギャンブルを肯定、助長する表現のもの
 - ⑥その他青少年に有害とされるもの

- (6) その他掲載できないもの。
- ①掲載することが不相当と認められるもの

(広告の掲載順序)

第6条 広告の掲載順は、原則として紙面の右から左方向へ申請順とする。ただし、広告取扱事業者が広告を掲載する場合は、この限りではない。なお、枠の組み合わせにより適宜変更ができるものとする。

(広告の表現)

第7条 要綱第3条及び第4条に基づくもののほか、広報紙のデザインの質や品位を保持するため次に定める事項を遵守する。

- (1) 読者の誤解のもととなる表現を禁止する。
- (2) 文字と背景のコントラストは十分にとり、また背景に模様や写真を使用する場合は、文字を縁取るなどして文字を見やすくするように配慮する。

附 則

この基準は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。